R8.4

JA共済

New 日常生活事故弁護士費用保障特約で

日常のまさかを守る！

日常生活での被害事故のうち、所定のケースで必要となった弁護士費用等*を保障します。

*自動車事故による被害以外で、日常生活での被害事故によって被共済者がけがを負ったり、所有物が壊されたことについて、賠償義務者に損害賠償請求を行う場合に、弁護士費用等や法律相談費用を保障します。被共済者の婚姻、離婚、親子関係等によって生じた日常生活被害等、約款所定の免責事由に該当する被害事故については共済金のお支払いができないなど、共済金のお支払いには所定の条件があります。

事例1 自転車の事故

歩行中、横からきた自転車にひかれてけがをした。



事例2 犬に噛まれた

歩行中、他人の飼い犬に噛まれてけがをした。



事例3 上階からの水濡れ

上階の風呂場から水濡れが発生し、天井・壁等が水浸しになった。



あなたは加害者に損害賠償請求の交渉ができますか？

日常生活で他人にけがを負わされたり、物を壊されたりした場合、相手に損害賠償を求める必要があります。
しかし、万一被害を受けてしまった場合に、自分で示談交渉するのは大変です。また、損害賠償請求にあたって
弁護士に示談交渉を依頼する場合には、その分の費用がかかります。
この特約は、そのようなときの**弁護士費用等や法律相談費用を保障します。**



1台分で1世帯を保障！

本特約は、記名被共済者1名のご加入により、ご家族*も保障対象となります。

*記名被共済者本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が保障対象となります。

本特約にかかる共済掛金は一律1,000円※1で

共済金額300万円※2まで保障！

さらにくわしくチェック！

※1　共済期間12か月、一時払いの場合（令和8年1月時点）　※2　弁護士費用等共済金の費目ごとの支払限度額は、約款に定める基準に従います。

加入後の事故報告は、専用窓口
<JA共済日常生活事故対応センター>まで

0120-628-931

受付時間 9:00～21:00（年中無休）
※JAの営業時間内でも、
こちらの番号までご連絡ください

示談交渉を弁護士に依頼する際にかかる費用はいくらくらい？

事故例 1



被共済者が歩行中、自転車に衝突されてけが・後遺障害を負った

損害賠償額

治療費等 **1,300万円**

弁護士費用

着手金：74万円
報酬金：148万円

合計 **222万円**

事故例 2



被共済者が歩行中、他人の飼い犬に噛まれ、転倒し大けがを負った

損害賠償額

治療費等 **620万円**

弁護士費用

着手金：40万円
報酬金：80万円

合計 **120万円**

事故例 3



被共済者所有のスマホを他人に落とされて壊されてしまった

損害賠償額

修理費等 **10万円**

弁護士費用

着手金：10万円
報酬金：20万円

合計 **30万円**

※弁護士費用については消費税抜きの金額を表示しています。

事故の被害にあい弁護士に相談・委任する場合、**大きな費用**がかかってきます。
不安なときに弁護士に頼れるよう、**あらかじめ備えておくことも大切**です。



※「日常生活賠償責任特約」における過去の共済金支払事例を損害賠償額の参考とし、JA共済連試算

日常生活事故弁護士費用保障特約はこの部分をカバー!

	自動車の被害事故	日常生活での被害事故
弁護士費用保障特約	○	―
日常生活事故弁護士費用保障特約 NEW!	―	○

より多くの場面で迷わず弁護士を頼ることができるように、

弁護士費用保障特約 & 日常生活事故弁護士費用保障特約 を併せて備えることをご検討ください。

ご注意いただきたい事項

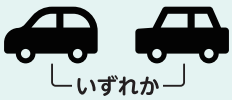
1世帯で自動車を複数台所有している場合、「弁護士費用保障特約」は1台に特約を付加することで1台分を保障し、「日常生活事故弁護士費用保障特約」は1台に特約を付加することで世帯全体を保障するという違いがありますので、ご注意ください。

弁護士費用保障特約



両方の自動車に特約付加することで、それぞれの自動車被害を受けた場合の弁護士費用を漏れなく保障対象とします。

日常生活事故弁護士費用保障特約



いずれかの自動車に特約付加することで、同居の親族等の日常生活被害を受けた場合の弁護士費用を保障対象とします。

(注) 両方の自動車に付加すると**保障重複**となります。

日常生活事故弁護士費用保障特約の保障重複について

記名被共済者またはそのご家族が、この特約と同様の保障(*1)に複数加入している場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。(*2)

(*1) 自動車共済以外の共済契約でご契約されている保障や、JA共済以外の保険(共済)契約を含みます。
(*2) この保障を1契約にのみ付加した場合、そのご契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化（同居から別居への変更等）があるときに、保障がなくなったり、保障の対象者が変わることがありますのでご注意ください。

弁護士紹介をご希望される場合

弁護士費用保障特約および日常生活事故弁護士費用保障特約の保障対象である方は、日本弁護士連合会との協定にもとづき、日弁連リーガル・アクセス・センターの「弁護士紹介制度」をご利用いただくことが可能です。

<お問合せは>

※お支払いには所定の要件があります。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

JA共済ホームページアドレス　https://www.ja-kyosai.or.jp

(26481020198)